

## 近鉄弥富駅前ポケットパークネーミングライツパートナー募集要項

### 1 目的について

弥富市では、行財政改革の取組の一つとして、「経営資源の活用」及び「民間との連携強化」の視点から、民間資金を活用して公共施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、本市が所有する施設に愛称（企業名、商品名等）を付けることができるネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

パートナーは、施設に愛称を表示するとともに、市ホームページ、広報等による公表や自社の管理下にある広告媒体においてパートナーであることを掲載することにより、企業等を幅広くPRすることができます。

### 2 募集概要について

#### (1) 対象施設

施設名	近鉄弥富駅前ポケットパーク
所在地	弥富市鯛浦町西前新田9-1
敷地面積	522.74 m <sup>2</sup>
近鉄弥富駅 1日利用者数	10,082人（調査日：令和6年11月12日） <sup>1</sup>
施設の魅力	<p>近鉄弥富駅前ポケットパークは、本市の玄関口となる近鉄弥富駅の南口ロータリーに隣接し、駅利用者等の憩いの空間として利用されています。</p> <p>近年では、冬にロータリーの中心に設置されている、高さ813センチの「やとみの塔」へイルミネーションを施し、駅利用者や多くの方を楽しませています。また、地域の夏祭り等、子どもたちが集うイベントも開催されており、賑わい交流拠点としての役割が高まっています。</p> <p>令和8年度からは、更なる賑わい創出につながるよう、キッチンカーの出店や、イベントの開催が日常的に可能となるような条例の整備や電源の引き込み工事を行います。</p>

#### (2) 契約期間

5年以上10年以下

愛称の使用開始日は、市民への周知期間や導入準備に要する期間等を踏まえて協議することとします。

<sup>1</sup> 出典：近畿日本鉄道ホームページ「駅別乗降人員 名古屋線 鈴鹿線」（令和8年4月20日閲覧）

(3) ネーミングライツ料

年額 33 万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

消費税及び地方消費税が必要となりますので、提案金額には、消費税及び地方消費税を含めてください。

(4) ネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ料のほか、愛称変更に伴う負担区分は次のとおりです。

区 分	本市	パートナー
応募に要する経費等		○
看板等の設置費及び電源引き込み工事費（A）	○	
（A）で設置した看板照明や電源の電気料金 ※		○
（A）以外の追加で設置する看板等の設置費		○
契約期間終了後の原状回復		○
契約期間中における看板の毀損及び汚損、紛失等の復旧		○
市ホームページの表示変更	○	

※電源の電気料金は、イベントやキッチンカーの出店等に使用する電気料も含まれます。

(5) 地域貢献の提案

パートナーとして、当該公共施設のイメージアップにつながる提案や地域貢献の場として活用する提案をお願いします。

### 3 愛称について

- (1) 「ポケットパーク」を含むものとします。
- (2) 法人格（株式会社、有限会社等）は含めないものとします。
- (3) 分かりやすさや呼びやすさ等、市民の理解が得られるものとします。
- (4) 弥富市ネーミングライツ事業実施要綱第 8 条に規定する要件を満たすものとします。
- (5) 契約期間内において、原則、変更しないものとします。
- (6) 条例等に基づく施設名称は変更しないものとします。

### 4 応募資格について

パートナーは、法人とします。ただし、次の事項に該当し、又は該当する事業等を行う法人は除きます。

- (1) 国税、愛知県税及び弥富市税を滞納している事業者
- (2) 本市において指名停止を受けている事業者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を行う業種若しくは事業者又はこれに類似する営業を行う業種若しくは事業者

- (5) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を行う業種又は事業者
- (6) たばこに関する業種又は事業者
- (7) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者
- (8) 法令等に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (9) 社会上の問題となっているものに関する業種又は事業者
- (10) 弥富市暴力団排除条例（平成 23 年弥富市条例第 18 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有する事業者
- (11) その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

## 5 応募方法について

### (1) 応募期間

随時、先着順で受け付けます。

※受付をした順に審査を行いますので、審査中及びパートナーの候補者決定後は、応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

### (2) 提出書類

①弥富市ネーミングライツ事業申込書

②誓約書

③法人等の概要

④登記事項証明書

⑤直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

⑥直近 1 事業年度分の税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

⑦直近 1 事業年度分の愛知県の県税事務所が発行した法人県民税の納税証明書

⑧直近 1 事業年度分の本市が発行した法人市民税の納税証明書

※⑦及び⑧については、愛知県及び本市に納税義務がある法人に限ります。

※④及び⑥～⑧については、証明年月日が書類提出時から遡って 3 か月以内の原本又は写しをご提出ください。

### (3) 提出部数

1 部

### (4) 提出先

弥富市役所企画部企画政策課行政経営グループ（本庁舎 4 階）

〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田 335 番地

### (5) 提出方法

持参又は郵送

### (6) 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。

### (7) 質問事項の受付等

下記の連絡先までお問い合わせください。

<TEL>0567-65-1111

<FAX>0567-67-4011

<メール>gyokei@city.yatomi.lg.jp

## 6 選定方法について

### (1) 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、市職員で構成する審査委員会を設置し、パートナーの候補者（※）について審査及び選定を行います。パートナーの候補者と契約の合意に至らない場合は、交渉を打ち切り、応募の受付を再開します。

※本市との契約締結に向けて交渉することができる者

### (2) 審査内容

審査項目	審査基準	配点
愛称案	・デザインは適切か ・市民に分かりやすく、呼びやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	20
提案条件	・契約金額の多寡 ・契約期間の長短	50
パートナーとして適切か	・当該施設のイメージアップに繋がる提案内容か	30
合 計		100

※全委員の得点を審査項目ごとに平均し、それぞれの平均得点が配点の6割以上かつ合計得点が80点以上であることをパートナーの候補者として選定する条件とします。

### (3) 審査結果の通知

選定後、速やかに応募者全員に審査結果を通知します。

なお、審査結果の通知後は、特段の理由がある場合を除き、契約締結辞退はできません。

## 7 契約締結等について

6の選定方法により選定されたパートナーの候補者との最終的な協議を経て、本市とパートナーとの間で契約を締結します。その後、市ホームページでの掲載や報道機関へ情報提供することにより広く公表します。

## 8 ネーミングライツ料の支払いについて

ネーミングライツ料の支払いは、年度ごとに一括で、本市が発行する納入通知書により指定する日までに行うこととします。ただし、1年に満たない期間については月割りとし、1円未満の端数が生じる場合は、契約総額と同額となるように納付することとします。なお、分割して支払うことはできません。

## 9 契約の解除等について

次のいずれかに該当する場合、決定の取消し又は契約の解除とすることがあります。なお、決定の取消し又は契約の解除に伴う原状回復等に必要な費用はパートナーの負担とし、既にネーミングライツ料を納入している場合は返還しないものとします。

- (1) 応募書類の内容に虚偽又は不正の記載が判明した場合
- (2) 応募資格要件を失ったとき又は社会的信用を損なう行為等により本市又は施設のイメージが損なわれるおそれがある場合
- (3) 本市が指定する期日までにネーミングライツ料の納入がない場合
- (4) その他市長が適当でないと認める事由が生じた場合

## 10 リスク負担について

変更した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の知的財産権（著作権、商標権等）を侵害した場合の負担は、パートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とパートナーが協議し決定します。

## 11 その他

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 提出された書類等の変更、差替え又は再提出はできません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。
- (3) 応募の内容について、必要に応じてヒアリングを実施したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- (4) 情報公開請求があった場合には、弥富市情報公開条例に基づき提出された書類等を公開することがあります。
- (5) 応募を途中で辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。